

電話設備賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県立浦添職業能力開発校長 島尻和美（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記の条項により電話設備（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が第2条に掲げる物件を甲の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、甲がこれに対して賃借料を支払うことを目的とする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 この契約の対象物件及び設置場所は次のとおりとする。また、物件の搬入、据え付け、調整、移転及び搬出に要する費用は乙の負担とする。

物 件 ： 多機能電話機 一式（仕様書のとおり）

設置場所 ： 沖縄県立浦添職業能力開発校

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年10月1日から令和14年9月30日までとする。

（契約保証金）

第4条 乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の定めにより契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

（賃貸借料金）

第5条 賃貸借料は、総額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×72ヶ月）とする（うち取引に係る消費税額は、総額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円）とする。）。
（注）「取引に係る消費税額及び地方税」は消費税法第28条1項及び第29条の規定並びに地方税法72条及び82条及び83の規定に基づき算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に定める賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和8年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×6ヶ月）

令和9年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×12ヶ月）

令和10年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×12ヶ月）

令和 11 年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×12 ヶ月）

令和 12 年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×12 ヶ月）

令和 13 年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×12 ヶ月）

令和 14 年度 年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円×6 ヶ月）

（賃貸借料金の請求）

第6条 乙は、毎月始めに甲に対し、前月分の賃貸借料金を請求するものとする。

（賃貸借料金の支払）

第7条 甲は、乙から前条による請求を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止法に関する法律に規定する遅延利息の率で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

（物件の返却）

第8条 解約及び取替等により、乙が物件を引き取るために要する費用は乙の負担とする。

（物件の所有権と善管注意義務者）

第9条 物件の所有権は乙に属し、甲は善良な管理者の注意義務をもって使用、管理をしなければならない。

（保険）

第10条 乙は、乙の費用で機器の損害に対応する動産総合保険を付保するものとする。

（機密の保持）

第11条 乙は、契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する物件内の残存データを消去しなければならない。

（物件の保守管理）

第12条 乙は、甲が機器等を常時正常な状態で使用できるように点検調整を行うものとする。

2 乙は、機器が故障した場合、甲の要請により速やかに保守技術要員を派遣して修理

に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 機器の保守及び機器の一切の瑕疵については、乙がその責任を負うものとする。

4 甲は、機器の保守が円滑に行われるよう、派遣する保守技術要員に対し必要な協力をを行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 乙は、個人情報の取扱いに関して別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第 14 条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。

(契約の解除)

第 15 条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）」の規定に基づく長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

3 甲又は乙は、次の各号に該当するときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、正当な理由なくこの契約の条項に違反したとき。

(2) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

(2) 役員等が、自己自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 16 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は、甲に請求しないものとする。
- 3 甲は、第 14 条第 4 項第又は第 15 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第 14 条第 4 項第又は第 15 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第 19 条 この契約に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議をしてこれを定めるものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年〇月〇日

甲 沖縄県浦添市大平 531 番地
沖縄県立浦添職業能力開発校
校 長 島 尻 和 美 ⑩

乙 〇〇〇〇
〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。